

秋田県第二種特定鳥獣管理計画
(第5次ニホンカモシカ)

秋 田 県

令和4年3月

目 次

第1	計画策定の目的及び背景	1
1	計画策定の目的	
2	計画策定の背景	
第2	管理すべき鳥獣の種類	2
第3	計画の期間	2
第4	第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
1	管理区域	
2	地域個体群の管理区域	
第5	前期計画の評価と現状	3
1	地域個体群の安定的な維持	
2	農林業被害の軽減	
3	現状	
第6	管理の目標	4
1	管理の基本目標	
2	地域区分ごとの管理方針	
第7	管理の施策	5
1	管理のための地域区分	
2	生息地の保護及び整備等	
3	被害防除対策	
4	個体数の調整	
第8	計画の推進にあたって	7
1	役割分担	
2	計画の実施体制	
3	錯誤捕獲対応の実施体制等	

第1 計画策定の目的及び背景

1 計画策定の目的

秋田県内に生息するニホンカモシカについて、科学的・計画的な管理を実施することにより、県内に分布する各地域個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの共存を実現することを目的とする。

本計画は、秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ニホンカモシカ）が令和4年3月31日をもって終了するため、新たに秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第5次ニホンカモシカ）として策定する。

2 計画策定の背景

(1) 歴史的背景

近代におけるカモシカの保護管理をめぐる主な事項は、（資料1）のとおりである。

鳥獣猟規則が明治6年に制定された当時、カモシカは狩猟獣であったが、大正14年の狩猟法改正に伴い狩猟獣から除外された。さらに日本固有種としての学術的価値から、昭和9年に天然記念物に種指定され、昭和30年には特別天然記念物に指定された。

しかしながら、狩猟が禁止された後も、密猟等は半ば公然と行われていたことから生息地は縮小したが、昭和34年に全国的な一斉密猟取締りが実施されたことで密猟は激減し、昭和35年以降、カモシカは狩猟圧から解放されたものと推定される。

狩猟圧からの解放は、カモシカの分布域拡大と個体数増加をもたらした。当時大規模に進められていた拡大造林は良好な餌場を作り出し、個体数増加に寄与したものと推定される。また、昭和52年に環境庁（現環境省）により行われた全国的な生息調査では、広範な地域にカモシカが生息していることが確認された。絶滅を危惧された状態から個体群が回復したことは、保護施策の成果であるが、個体群の回復に伴い、昭和45年頃から中部地方や東北地方で農作物及び幼齢造林木への被害が顕在化した。

このような状況の変化を受け、環境庁（現環境省）、文化庁、林野庁の3庁は、昭和54年にカモシカ保護管理方針の大幅な転換に合意した（三庁合意）。

その主要内容は次の3点である。

ア 地域を限って天然記念物に指定し、保護する方向で対処することとし、これに至る措置として保護地域を設ける。

イ 保護地域内に関しては管理機関を定め、被害防除とカモシカの保護管理を推進する。

保護地域内に関してはカモシカの捕獲を認めない。

ウ 保護地域以外では被害防除を進めるとともに、必要な場合は個体数の調整を行う。

この合意に基づいて、主要な地域個体群をカバーするため、全国で15か所の保護地域の設定が計画され、現在までに四国と九州を除いた13か所の設定が完了している（資料2）。

一方、防護柵の建設やポリネット、忌避剤利用などの被害防除とともに、昭和53年から岐阜県で、翌年から長野県でそれぞれ麻酔銃や一般銃によるカモシカの捕獲が開始され、その後も捕獲地域は愛知、山形、静岡の各県へ拡大した（ただし、山形県は平成11年度以降休止）。

このように三庁合意に基づく実質的な施策の転換が進められているが、四国と九州の保護地域が未設定であることもあって、現在のところ、カモシカ保護地域は文化財保護法に基づく法的な地域指定とはなっていない。したがって、カモシカは依然として種指定の天然記念物であり、鳥獣保護管理法上の非狩猟獣である。

(2) 秋田県の状況

本県でも、カモシカの保護対策が講じられた結果、里山周辺のみならず、市街地においてもカモシカが出現するほどに個体数の回復が進んだ。昭和 45 年頃からは、造林地での被害が顕著になり始め、平成元年からは農業被害、林業被害ともに大幅に拡大したが、農業被害は平成 8 年をピークに減少に転じ、平成 20 年代以降はほとんど発生を抑えられている。林業被害についてもスギ造林面積の縮小に伴い、食害を受けやすい若齢林（Ⅰ、Ⅱ 齢級林、10 年生以下の幼木）が減少したため、平成 19 年以降被害は発生していない。

県内の三庁合意に基づく保護地域は、昭和 59 年 2 月に「北奥羽山系カモシカ保護地域」、同年 11 月に「南奥羽山系カモシカ保護地域」が指定されている（資料 3）。

県内におけるカモシカ生息数は 13,000 頭から 23,000 頭の間で推移している（平成 2～27 年県自然保護課調査）。ただし、この推定生息数は、調査の時期や方法等が異っているなど不確定要素を含む参考値であるため、今後も継続した生息密度調査や分布調査により、生息数の動向を把握していく必要がある。

第 2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息する野生のニホンカモシカ (*Capricornis crispus* 以下「カモシカ」という。) を対象とする。

第 3 計画の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日（第 13 次秋田県鳥獣保護管理事業計画と同一期間）までとする（資料 3）。

なお、計画の期間内であっても、生息状況及び社会状況に大きな変化が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行う。

第 4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

1 管理区域

国指定鳥獣保護区を除く、県下全域を管理区域とする。

2 地域個体群の管理区域

カモシカの地域個体群は、山塊を基礎とした分布の連続性と分布が縮小した時期の分断状況調査を基に区分されている。この区分は、必ずしも生物学的な根拠が明確になっているわけではないが、歴史的経過を含めて設定した管理単位として位置付けられており、昭和 58 年のカモシカ分布調査結果（環境庁、昭和 61 年）を基に、県内の地域個体群は国によって「白神」、「阿仁・八幡平」、「真昼」、「鳥海」、「栗駒」の 5 つに区分されている。

しかしながら、現在、県内のほぼ全域で連続的にカモシカの分布が確認されていることから、本計画においては、便宜上、「県北地区」、「中央地区」、「県南地区」の 3 地域を管理区分とする（資料 4）。

管理のための地域区分は、生息状況、地理的なまとまり、環境の特徴等を考慮して、細区分することが望ましいが、県内に広域的に分布する状況から管理上大きな問題が生じることはないと考えられるため、市町村を管理の単位とする。

第5 前期計画の評価と現状

1 地域個体群の安定的な維持

平成15年から2～6年おきに実施した4回の生息密度調査の結果、調査年による対象地点数や箇所、調査人数などが異なるため、調査努力量を加味したデータの精査が必要であるものの、生息密度は緩やかな減少が認められた（資料9）。

しかし、カモシカの個体数増減については、良好な餌場となる若齢林面積の増減が影響を及ぼすと考えられるが、平成15年以降の素材生産量が増加傾向にあることから（資料5）、伐採面積も増加している可能性が高く、新規造林面積も平成15年以降、一定の面積で推移した後、近年は増加している（資料5）。また、有害鳥獣捕獲を行っていないこと、パラポックスウイルス感染症（カモシカの伝染性膿疱性皮膚炎）の流行も見られないこと、さらに県内全域でカモシカが目撃されていること（資料8）などからも、県内の地域個体群はただちに絶滅が危惧される状況ではないと判断される。

今後は、引き続き生息環境の保全に努めつつ、過去の生息密度調査データを精査し、調査努力量を加味した密度推定を行いながら生息動向を注視していく。

2 農林業被害の軽減

農業被害は少なく抑えられており、林業被害はここ数年発生していない（資料10）。

3 現状

(1) 生息環境

カモシカの生息地は、主にブナ林やミズナラ・コナラ林を始めとする落葉広葉樹林帯である。本県の森林面積は83万9千haで、県土の約7割を占めており、このうち約5割がスギなどの人工林である。また、民有林のスギ人工林の面積は25万7千haに達していて、全国一となっている（令和2年度版秋田県林業統計）。

この背景としては、昭和44年から展開された年間1万ha造林運動等により、広葉樹林や原野がスギなどの針葉樹林へ転換されたことが挙げられる（資料5）。

このような人工林への転換に伴い、カモシカの生息適地である落葉広葉樹林帯は減少したが、一方では、造林のための伐採跡地には早期に草本類や低木が生育するため、カモシカの格好の採餌場所となったことが考えられる（資料5）。

なお、文化庁によるカモシカ保護地域では、「北奥羽山系カモシカ保護地域」及び「南奥羽山系カモシカ保護地域」の一部が県内に設定されており、県北地区、中央地区、県南地区の各地域区分には、それぞれの保護地域が含まれている（資料3）。

(2) 生息状況

ア 分布の状況

平成2年度から平成29年度までの間に7回行われたカモシカ分布調査（分布域1kmメッシュ）の結果を資料7～8に示す。

他の獣種と同様、耕作放棄地の増加等、人の土地利用の変化によって分布にも変化が見られることから、今後もモニタリング等を実施して、分布状況の推移を把握していく必要がある。

イ 生息密度の状況

民有林における生息密度は減少傾向にあるという結果が得られているが（資料9）、調査年度によって調査地点数が違うため一概に減少したとは言えず、今後は調査努力量を加味したデータ精査を行う必要がある。また、文化庁で行っている国有林のカモシカ保護地域における特別調査の結果（資料9）でも生息密度は減少傾向となっており、県の調査結果と一律に比較できるかどうか、調査方法等を確認していく必要がある。

ウ 被害状況

カモシカによる農林業被害は、農作物の地上部、造林木の芽や葉を食べるという食害であり、県内における最初の農林業被害は、昭和 45 年に林業被害が報告されている。

農業被害については、平成 8 年に被害面積が 277.27ha でピークとなったが、近年は減少傾向である。林業被害については、平成 7 年に被害面積が 395.48 ha でピークとなり、その後は減少し、平成 19 年以降は発生していない(資料 10)。

エ 被害防除状況

県内で実施されている被害防除対策は、林業被害については林業用農薬等の忌避剤散布、農業被害については防護網(柵)の設置を中心に行われている(資料 11)。

オ 年度別減失個体数及び傷病収容件数

県内の年度別減失個体数は平均 140 頭前後で、鳥獣保護センターでの収容件数は近年 10 頭前後で推移している(資料 12)。

また、平成 22 年以降鳥獣保護センターにおいて、傷病として収容されたが、野生復帰できず死亡したカモシカの死亡原因については、資料 12 のとおりである。

第6 管理の目標

1 管理の基本目標

カモシカは、森林生態系の重要な構成要素であり、学術的な価値の高い種として特別天然記念物に指定されていることを踏まえ、本計画での基本目標は次の 2 点とする。

(1) 遺伝的多様性を含む地域個体群の安定的な維持

○過去に行った調査結果や餌環境変化の指標となる造林及び伐採面積等の資料を整理・分析するとともに、生息分布状況と生息密度のモニタリングを行い、地域個体群の生息動向について現状の把握と今後の推測を行う。

○生息地の保護及び整備により、地域個体群の安定的な維持を図る。

○ニホンジカの個体数増加に伴い、餌植物量の減少や生息箇所の移動などの影響が憂慮されるため、モニタリング調査時にはニホンジカの痕跡も記録する。

○地域個体群の安定的な維持を図るため、隣接県と連携を取りつつ管理を進める。

(2) 農林業に対する食害の軽減

○柵や忌避剤等の被害防除策によって被害を軽減していく。

○十分な防除策を講じても被害が甚大である場合に限り、加害個体や加害範囲を慎重に見極めながら捕獲することを検討する。

2 地域区分ごとの管理方針

(1) 県北区域

当区域は、3 区域の中で最も森林率が高い地域であり、北奥羽山系カモシカ保護地域を含んでいる。北奥羽カモシカ保護地域内での生息密度及び保護地域外での生息密度は、それぞれ前回調査数値を下回っているが、当区域は、カモシカの生息に適した森林地帯が多いことから、引き続きカモシカの生息環境の保全に努めることとする。

近年、農林業被害は発生していないが、今後、分布域や生息数の増加に伴い、新たな被害が発生することが懸念される。

このため、当区域においては、北奥羽山系カモシカ保護地域及び東北森林管理局が設定する「緑の回廊」等を保護の中心領域として地域個体群の維持を図りつつ、農林業被害の軽減を図ることとする。

なお、当区域の地域個体群の管理については、隣接の青森県、岩手県と十分に連携を図りながら進めることとする。

(2) 中央区域

当区域は、他の区域に比べると面積は少ないものの、カモシカ被害発生当初から農林業被害が継続しており、近年でも唯一被害が発生しているため、今後も、防除体制を強化して被害の軽減を図るとともに、被害発生地域が拡大することのないよう監視を強化する。

また、当区域においては、北奥羽山系カモシカ保護地域（太平山地域）等を保護の中心領域として地域個体群の維持を図りつつ、農林業被害の軽減を図ることとする。

(3) 県南区域

当区域は、面積が最も広く、北奥羽山系カモシカ保護地域及び南奥羽山系カモシカ保護地域の一部及び丁山地や鳥海山地域を含んだ区域であり、生息密度が3区域の中で最も高くなっている。近年は農林業被害は発生していないが、今後、分布域の拡大や生息数の増加に伴い、新たな被害が発生するおそれがある。

このため、当区域においては北奥羽カモシカ保護地域、南奥羽山系カモシカ保護地域、東北森林管理局が設定する「緑の回廊」、鳥海国立公園等を保護の中心領域として地域個体群の維持を図りつつ農林業被害の再発を未然に防止することとする。

なお、当区域の地域個体群の管理については、隣接の岩手県、山形県、宮城県と十分に連携を図りながら進めることとする。

第7 管理の施策

各種の農林業施策、自然環境保全施策と連携を図り、カモシカの生息環境の保全と整備を行うことで地域個体群を維持しながら、防護柵や忌避剤等の通常の被害防除対策(個体数調整捕獲を除く。以下「通常の被害防除対策」という。)により被害を効果的に防除すること基本とする。

1 管理のための地域区分

カモシカの生物学的、社会的特性から地域個体群の安定的な維持を確保しつつ、農林業被害の軽減を図るため、ゾーニングを行い管理する（資料13）。

2 生息地の保護及び整備等

カモシカの地域個体群を安定的に維持するためには、生息の中心領域となる地域の確保が必要である。県内においても、文化庁によるカモシカ保護地域が設定されているが、自然公園制度や国有林の「緑の回廊」等の各種土地利用の施策と連携を図りながら、カモシカの生息適地である落葉広葉樹林帯の保全に努めるものとする。森林整備に当たっては、落葉広葉樹林及びそれに準じた森林を確保できるよう、地域の実情に応じた整備手法を検討する。

なお、これらの生息環境管理については、農林担当部局や文化財担当部局と十分に連携を図りながら推進していくこととする。

3 被害防除対策

電気柵や防護柵の設置、忌避剤の散布などの被害防除の実施に当たっては、防除対象地域の地形や土地利用に適した方法を選択するものとするが、特定の場所のみの実施は周辺地域の被害を招くおそれもあることから、近接する地域と合同で実施する。また、農地における収穫残渣の適正な処理については、県及び市町村が農家等に指導する。

なお、効果的な対策を行うため、県や市町村は、適切な実施方法や維持管理のための指導に努めることとする。

4 個体数の調整

カモシカの農業被害に対して、通常の被害防除を十分に講じても被害が軽減しない場合等で、やむを得ないときに限り、加害個体や加害範囲を慎重に見極めた上で個体数調整を認め得るものとする。ただし、個体数調整を行っても新たな個体が侵入し、被害が継続する可能性があるため、個体数調整を行う場合であっても、通常の防除対策や生息環境管理の実施も併せて行うこととする。林業被害に対しては、忌避剤による防除を主とし、原則として森林内での捕獲を認めないこととする。

なお、カモシカの一般的な生物学的特性、被害及び社会的特徴は次のとおりである。

【カモシカの特徴】

- ① シカなどと比較して、生息密度は低く、個体数の増加率もそれほど高くないため、捕獲圧に対してはぜい弱である。
- ② 定着性が強く、なわばりを有するため、被害を起こす個体がある程度特定される。
- ③ 生息密度が低くても、被害を受ける可能性のある場所になわばりを持つ個体がいれば、被害が発生する可能性がある。
- ④ 雌雄に外見上の違いがほとんどなく、雌雄による選択的捕獲ができない。
- ⑤ 非狩猟獣で、学術的価値が高いことから、種指定の特別天然記念物に指定されている。
- ⑥ 被害の大半は、幼齢木の食害と、森林に接した耕作地での農作物の食害であり、加害対象が種類や場所により限定されるため、被害の発生している場所、あるいはその可能性のある場所を一定程度予測、特定することができる。

以上のことから、個体数調整は、個体数をどこまで減らすかという個体数管理、あるいは密度をどの程度まで抑えるかという密度管理ではなく、個体群が維持される範囲内で加害個体あるいはその可能性の高い個体を選択的に排除する捕獲であることを念頭において行う。

(1) 個体数調整実施団地の設定

農業被害対策として個体数調整を行う場合は、各市町村において年次計画を作成し、その計画の中で個体数調整実施団地を設定し、当該団地内で捕獲を行うものとする。

(2) 年次計画における個体数調整計画の策定手順

市町村において年次計画を作成する際は、次の手順に従って作成するものとする。

ア 被害発生地域の明確化

被害が発生している地域、区域を明確にする。

イ 被害位置の図化

被害を受けている地区の耕作地と被害発生耕作地の情報を示した図を作成する。

(1/25,000 程度)

ウ 被害状況等の把握

聞き取りやアンケート調査により、被害の発生場所、時期、対象作物、程度のほか、被害防除対策の実施状況等を記録する。

エ 個体数調整実施団地の設定

対象地域を集落あるいは字単位に区分した上で、地形等を考慮して被害対象耕作地の後背地にあるおおむね 500m 以内の区域を囲んで個体数調整実施団地を設定する。

原則として 100ha を越える個体数調整実施団地は設定しないものとするが、被害の発生状況によっては、団地は隣接して設定できるものとする。

個体数調整実施団地の数は、防除の方針、捕獲能力及び被害実体に見合ったものとし、団地の設定についても、捕獲が必要かつ効果的であると認められる場所に限る。

オ 捕獲数の決定

各地域の生息密度を考慮して、各個体数調整実施団地での年間捕獲数は、原則として1～4頭の間で設定するものとする。

(3) 年次計画の承認

年次計画を作成した市町村は、県に計画を提出しその承認を受けるものとする。

県は、市町村毎の年次計画を基に、県全体の年次計画を策定し、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会での検討結果を踏まえて、捕獲実施市町村ごとの捕獲頭数を決定するものとする。

なお、捕獲実施団地の数と計画捕獲数は、被害状況やモニタリング等により毎年見直すものとする。

第8 計画の推進にあたって

1 役割分担

県は、管理計画を策定し、生息状況や被害状況について、地域個体群全体を対象としたモニタリングを行い、計画の評価、検討及び修正を行うものとする。

市町村は、個体数調整実施における捕獲のための出動記録（出動年月日、出動者数、出動時の目撃頭数、捕獲頭数など）、捕獲個体の計測（体長、体重、性別、年齢等）及び捕獲位置図を整理するものとする。

(1) モニタリングの内容

○ 地域個体群の生息動向の調査（資料 14）

【生息分布】

アンケート及び聞き取りにより分布域を調査する。

【生息密度】

区画法、追い出し法により生息密度を調査する。なお、調査対象地は、長期的な動向を把握するため、原則として固定する。

○ 全県的な被害の動向

農林担当部局で実施している被害調査資料を整理し、被害の動向を把握する。

○ 捕獲個体の分析

市町村が捕獲した個体のデータを取りまとめ、捕獲された個体の動向を把握する。

また、市町村が採集した角及び胃等の分析を行う。

(2) その他

カモシカの管理を行う上で、新たに必要となる事項が発生した場合は、調査実施主体、調査方法、調査頻度などを検討し、可能な範囲でモニタリングを行う。

2 計画の実施体制

管理計画は、県、市町村、関係団体、地域住民などの協力の下に、幅広い合意形成を図りつつ、実施するものとする（資料 15）。

(1) 県の役割

県は、管理計画の策定、見直しを行う。また、市町村が作成する個体数調整に関する年次計画の承認とそれに基づく県全体の年次計画の策定を行う。

管理計画の実行に当たっては、管理を適切に実施するため、防除対策に対する支援及び個体数調整実施市町村への必要な指導・助言を行う。

県内部においては、鳥獣担当部局が中心となり、農林担当部局、文化財担当部局など必要な部局との調整を図り、それぞれの施策と連携をとりながら、総合的な施策として管理計画を推進するものとする。

(2) 市町村の役割

市町村は、被害防除対策の主体であり、各種の防除対策を実施する。

また、個体数調整を実施する市町村は、管理計画に沿った年次計画を設定して実行するとともに、県と連携して地域的な実施体制の整備を図るものとする。

年次計画の実施に当たっては、被害状況、個体数調整の効果等の必要な調査を行うとともに、県が行う管理計画の策定、見直しのための調査に対して協力するものとする。

(3) 秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会

管理計画の策定、見直し及び実行並びにモニタリングの実施についての検討・評価については、学識経験者及び利害関係者等の意見を伺い、専門的視野に立った科学的かつ実効性のあるものとする必要がある。このため、秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会は、以下の役割を担うものとする。

ア 計画の評価及び見直し

イ 関係施策についての必要な検討及び助言

ウ モニタリング結果の評価、分析等に対する助言

3 錯誤捕獲対応の実施体制等

ニホンジカ等の他の獣類を捕獲しようとしてカモシカを錯誤捕獲した場合は、遅滞なく放獣することとし、原則として錯誤捕獲した個体のなわばりと考えられる場所で行う。

なお、他県では角突きによる人身死亡事故等が発生していることから、放獣は可能な限り不動化した上で行う。

また、錯誤捕獲についての実態把握、防止対策の検討及び放獣体制の整備は県で行い、防止対策の検討にあたっては秋田県野生鳥獣保護管理対策検討委員会で助言を行うとともに、関係者間で情報共有を図るものとする。